

コンプライアンスにかかる基本方針

1. 基本方針の意義

基本方針は当組合における理念を示したものであり、その精神は、当組合の全役職員にとっての行動指針として十分に理解され、日々の事業運営にあたって常に認識するようにしなければならない。

2. 基本方針の制定

当組合は、高い公共性を有し、農業者および地域の企業・住民のための協同組織として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会繁栄への奉仕に資するため、その社会的責任と公共的使命を自覚し地域の発展のために尽力している。このため、当組合においては、これからもこうした社会的責任と公共的使命を全うする協同組織として、地域の負託に応え、これまで以上に揺るぎない信頼を確立していくため、以下の5項目からなる基本方針を定めるものとする。

【基本方針】

- I 当組合の社会的責任と公共的使命の認識
当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。
- II 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供
創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。
- III 法令やルール of 厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもおとることのない、公正な事業運営を遂行する。
- IV 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。
- V 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。